令和４年度松本市介護サービス事業者等実地指導　実施計画

１　基本方針

実地指導については、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）、健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の介護保険法、本市条例及びその他の法令等の規定に基づき、指定基準の遵守、保険給付の請求等が適正になされているかに主眼を置いて実施する。

監査については、重大な法令、指定基準等の違反、不適切な運営及びサービスの提供又は介護報酬の不正請求等が疑われる場合に、介護保険制度及び老人福祉制度への信頼維持並びに利用者保護の観点から、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることに主眼を置いて実施する。

２　指導重点事項

　⑴　事業運営の適正化と透明性の確保

ア　職員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。

イ　有資格者（研修修了者）により提供すべきサービスが、資格を有しない者により提供されていないか。

ウ　介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解した上で、基本報酬及び加算・減算等の基準に沿って介護報酬の請求が行われているか。

　⑵　利用者保護とサービスの質の確保

ア　居宅サービス計画、個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が条例等に則して処理されているか。

イ　利用者に対し、虐待行為や身体的拘束、障害を理由とする不当な差別的取扱いなどを行っていないか。

また、利用者の人権の擁護、虐待防止及び身体的拘束等の適正化のため、委員会の設置、身体的拘束等の指針の整備及び虐待防止責任者の設置等の必要な体制の整備を行うとともに、従業者研修の実施等の措置を講じているか。

ウ　火災、水害・土砂災害、地震、感染症及び食中毒等の非常時の対応について、具体的な非常災害対策計画及び業務継続計画を策定している又は進めているか。

また、関係機関や地域と連携した実効性のある避難・救出訓練を実施し、感染予防のための委員会の開催、指針の整備及び必要な研修・訓練の実施等の措置により、業務継続に備えた体制を構築できているか。

エ　苦情、事故、災害、感染症及び食中毒が発生した場合、関係機関への通報、まん延防止等の対策を行っているか。また、継続的にサービスが提供されるとともに、事故及び感染者等への適切な対応が講じられているか。

オ　サービス提供を開始するに当たり、運営規程、重要事項説明書等により、内容及び手続きを具体的に説明しているか。また、個人情報の利用等の同意が適切に行われているか。

カ　日常生活に要する費用等の取扱いが適切に行われているか。

３　実地指導計画

⑴　実施計画

実地指導を実施する時期及び事業所数等を定める実施計画を年度当初に策定する。

実地指導は、新規事業所を優先し、おおむね３年に１度の実地指導が実施できるよう計画する。

監査については、必要により決定する。

⑵　対象事業所等

　ア　介護保険法に基づく居宅サービス事業所

　イ　介護保険法に基づく地域密着型サービス事業所

　ウ　介護保険法に基づく介護予防サービス事業所

　エ　介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業所

　オ　介護保険法に基づく介護保険施設

　カ　介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所

⑶　選定方針

ア　指導対象

原則として、令和４年４月１日時点で現存する事業所等とする。ただし、年度途中に指定を受けた事業所等については、必要があると認められた場合は、実地指導の対象とする。

イ　選定方法

(ｱ)　事業開始後、実地指導を実施していない事業所等

(ｲ)　数年の期間にわたって、実地指導を実施していない事業所等

(ｳ)　指定更新又は開設許可更新の時期に当たる事業所等

(ｴ)　過去の指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続的に指導することが必要と認められる事業所等

(ｵ)　苦情・告発等が寄せられ、運営上の問題が疑われる事業所等

(ｶ)　福祉サービス第三者評価の評価結果において、確認が必要となる改善点が示された事業所等

(ｷ)　その他、実地指導の実施が必要と判断される事業所等

４　実施方法

⑴　実施方法

原則として、事業所等に赴き、面談方式で実施する。

⑵　実施単位

事業又は事業所を単位として実施する。

⑶　班編成

１検査班あたり、２名以上の体制とする。

⑷　実施通知

松本市介護保険サービス事業者等指導要綱第6条第1項の規定に基づき通知する。

⑸　新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図る観点から、指導監査の実施の可否及び実施方法については、状況を勘案して判断するものとするが、基本的な方針は下記のとおりとする。

ア　緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置が発令されている場合　中止（延期）

イ　感染警戒レベルが4以上の場合　対象法人等と協議の上、承諾を得られた場合は実施

ウ　感染警戒レベルが3以下の場合　実施

⑹　その他

必要に応じ、長野県と合同で実施する。

５　関係機関等との連携

⑴　国及び長野県

国及び長野県とともに、介護保険サービス事業等の適正化について、事業所等の指導の立場から連携を図る。

⑵　所管課等

介護保険サービス事業者等の指定の所管課である高齢福祉課と連携し、指定の取消等の要件に該当する蓋然性が高い場合等には、監査を実施する。

６　指導から監査への移行

　⑴　著しい基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合。

　⑵　報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく悪質で不正な請求と認められる場合。